

福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金実施要領

第1 趣旨

福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付要綱（令和8年5月25日付け8病第140号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 交付対象者の要件

申請者が、移住支援金を受けるため、申請時において1の要件を満たす必要がある。

また、子育て加算の申請をする場合は2、ひとり親世帯加算の申請をする場合は3の要件を合わせて満たす必要がある。

1 移住等に関する要件

次に掲げる（1）～（4）に該当すること。

（1）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和6年4月1日から福島県内に住民票を移す直前まで、連続して福島県外の地域に居住していたこと。

イ 令和8年4月1日から福島県内に住民票を移す直前まで、連続して福島県外の医療機関に従事していたこと。

（2）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和8年4月1日以降に福島県内へ転入（住民票の異動）をしたこと

イ 自らの意思で、福島県内に定住（5年以上継続して居住）すること。

（3）就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和8年度に実施される福島県病院局（県立病院）職員採用選考予備試験において、看護師職種に合格していること。

イ 申請時に双葉地域における中核的病院（開所前は福島県ふたば医療センター附属病院）で看護師業務に5年以上従事する意思を有すること。

（4）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 過去に福島県又は福島県内の各市町村が実施する他の移住支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に移住支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、

虚偽の申請等が判明した者を含む。)

イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ウ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

エ 福島県内に転入する直前の居住地における市区町村民税を滞納していないこと。

オ その他、県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 子育て加算に関する要件

(1) 令和8年4月1日時点で18歳未満の者を帯同した世帯での申請であること。

3 ひとり親世帯加算に関する要件

(1) 子育て世帯のうち令和8年4月1日時点で18歳未満の世帯員とその父、母又は養育者のいずれかからなる世帯での申請であること。

第3 移住支援金交付申請

要綱第5条の移住支援金交付申請においては、次の書類を提出すること。

1 交付申請に必要となる書類

- (1) 福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (2) 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)のコピー
- (3) 世帯員全員の記載がある住民票謄本の写し
- (4) 移住元の住民票の除票の写し等(移住元での住所地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、登録者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類)
- (5) 福島県内に転入する直前の1月1日時点で住民票を登録していた居住地における市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- (6) 福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金の交付申請に関する誓約事項(第2号様式)
- (7) 福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書(第3号様式)
- (8) 福島県外の医療機関での勤務を証する書類
- (9) その他、県が必要と認める書類

第4 交付決定及び通知

要綱第6条第1項の交付の決定については、「福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付決定兼確定通知書(第4号様式)」により通知するものとする。

また、第2項の不交付の決定については、「福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金不交付決定通知書（第5号様式）」により通知するものとする。

2 県は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

第5 移住支援金の交付請求

要綱第7条の交付請求においては、次の書類を提出すること。

(1) 福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付請求書（第6号様式）

第6 交付決定通知書の再交付

申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付決定通知書再交付願（第7号様式）」（以下「再交付願」という。）を県に提出しなければならない。

第7 再交付決定及び通知

県は、第6に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第8号様式）」により、当該申請者に交付する。

第8 現況の報告

要綱第13条の現況の報告においては、申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、4月1日現在の継続居住及び就業の事実について、5月末までに「福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金現況届（第9号様式）」を提出すること。

第9 転出・転居の報告

支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、福島県外へ転出しようとする場合は「転出先報告書（第10号様式）」により県に報告しなければならない。

また、福島県内で転居しようとする場合は「転居先報告書（第11号様式）」により県に報告しなければならない。

附 則

この実施要領は、令和8年5月25日から適用する。